

同時資料提供先：高松サンポート合同庁舎記者クラブ
高知県政記者クラブ、幡多記者クラブ

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
ご意見をお聴かせください。
～関係住民からの意見を聴く場を開催～

国土交通省四国地方整備局では、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を進め、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）を作成しました。

このたび、今後の検討の参考とするため、以下により関係住民の皆様からの意見を聴く場を開催いたしますのでお知らせします。意見を聴く場で意見の発表を希望される方は、事前の申込みが必要となります。また、報告書（素案）の内容について理解を深めていただくために説明会を開催します。

1. 報告書（素案）説明会

開催日時：平成24年11月 5日（月）19時から

開催場所：四万十市立中筋中学校 体育館

2. 意見を聴く場

開催日時：平成24年11月10日（土）19時から（予定）

開催場所：四万十市立中筋中学校 体育館

※意見を聴く場で発表を希望される方の申込み期限：平成24年11月6日（火）17時必着

3. 公開等

- ・会議は公開で開催します。
- ・ビデオ・カメラ等の撮影は冒頭の挨拶までです。
- ・取材や傍聴に関する詳細は別添2及び別添3をご覧ください。

別添1「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場について」を参照

平成24年10月30日
国土交通省 四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局

電話：（087）851-8061

河川部 河川計画課長 小長井 彰祐 （内線3611）

建設専門官 池添 好巨 （内線3614）

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 関係住民からの意見を聴く場について

平成24年10月30日
国土交通省四国地方整備局

国土交通省四国地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成24年10月25日開催の「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下により関係住民の皆様からの意見を聴く場（以下「意見を聴く場」という。）を開催いたします。また、報告書（素案）の内容について理解を深めていただくために説明会を開催いたします。

1. 意見聴取対象

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「報告書（素案）」という。）

※「報告書（素案）」については、下記「7. 資料の閲覧又は入手方法」により閲覧又は入手が可能です。

2. 意見聴取対象者

中筋川流域に在住の方

3. 意見聴取方法

意見を聴く場の開催に加えて、当日都合により発表できない方にも意見を発表していただく機会として紙面による意見を提出していただくことも併せて行います。

4. 報告書（素案）説明会

報告書（素案）の内容について理解を深めていただくため、以下により、説明会を開催します。なお、説明会の参加の有無に関わらず意見を述べることは可能です。

※報告書（素案）は、会場において50部準備しています。先着順にてお渡しします。

開催日時：平成24年11月5日（月）19時から

（受付開始18時30分）

開催場所：四万十市立中筋中学校 体育館

住所：四万十市有岡1008番地（別紙－1）

5. 意見を聴く場への応募方法

(1) 応募方法

報告書（素案）に対して、意見の発表を希望される方は、「別紙－2 留意事項」を確認した上で、「別紙－3 応募用紙」に報告書（素案）に対するご意見等を記載の上、提出してください。

(2) 「応募用紙」の入手方法

①インターネットによる入手

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yokosegawa/bosyu2/bosyu2.html

②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において配布。

(3) 「応募用紙」の提出先及び提出期限

応募用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見を聴く場への応募」事務局宛

①郵送の場合：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

②FAXの場合：087-811-8417

③電子メールの場合：yokosegawadam-shikoku@skr.mlit.go.jp

(件名に、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る関係住民からの意見を聴く場への応募」と明記してください。)

提出期限：平成24年11月6日(火) 17時必着

(4) 意見を聴く場の開催日時、開催場所

開催日時：平成24年11月10日(土) 19時から(予定)

(受付開始18時30分)

開催場所：四万十市立中筋中学校 体育館

住所：四万十市有岡1008番地

意見発表の応募者が多数の場合は、意見を聴く場の開催を複数日で行うことがあります。また、開催時間については、意見発表の応募者数により決定します。決定した開催日時については、平成24年11月7日(水)に記者発表を行うとともに、発表者へ個別に連絡します。

6. 紙面による意見提出方法

(1) 意見提出方法

報告書(素案)に対して、紙面により意見の提出を希望される方は、「別紙-4 意見提出様式」に報告書(素案)に対するご意見等を記載の上、提出してください。

(2) 「意見提出用紙」の入手方法

①インターネットによる入手

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yokosegawa/bosyu2/bosyu2.html

②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において配布。

(3) 「意見提出用紙」の提出先及び提出期限

意見提出用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見」事務局宛

①郵送の場合：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

②FAXの場合：087-811-8417

③電子メールの場合：yokosegawadam-shikoku@skr.mlit.go.jp

(件名に、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る関係住民からの意見」と明記してください。)

④説明会、意見を聴く場へ持参の場合

会議場前入り口付近の受付に設置している回収箱へ投函してください。
提出期限：平成24年11月10日（土）

7. 資料の閲覧又は入手方法

①インターネットによる閲覧（資料の入手）

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yokosegawa/houkokusyosoan/houkokusyosoan.html

②資料の閲覧場所、応募用紙・意見提出用紙の入手場所

以下の場所において、資料の閲覧、応募用紙・意見提出用紙の入手が可能です。

（ただし土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで閲覧が可能）

- ・国土交通省四国地方整備局 河川計画課（香川県高松市サンポート3-33）
- ・国土交通省中村河川国道事務所 1階ロビー（高知県四万十市右山2033-14）
- ・国土交通省中村河川国道事務所四万十川出張所
（高知県四万十市山路カウカ峯山1629-2）
- ・国土交通省中筋川総合開発工事事務所 調査・品質確保課
（高知県宿毛市平田町戸内1692-1）
- ・国土交通省中筋川総合開発工事事務所 中筋川ダム管理庁舎
（高知県宿毛市平田町黒川櫛ヶ崎山5312-48）
- ・高知県庁土木部 河川課（高知県丸の内1丁目2-20）
- ・高知県幡多土木事務所（高知県四万十市古津賀4丁目61番地）
- ・高知県幡多土木事務所 宿毛事務所（高知県宿毛市宿毛5342-7）
- ・四万十市役所 建設課（高知県四万十市中村大橋通4丁目10）
- ・宿毛市役所 建設課（高知県宿毛市桜町2-1）

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 関係住民からの意見を聴く場について（報道機関の方へ）

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 報告書（素案）説明会

開催日時：平成24年11月5日（月）19時から

開催場所：四万十市立中筋中学校 体育館

住所：四万十市有岡1008番地

2. 意見を聴く場

開催日時：平成24年11月10日（土）19時から（予定）

開催場所：四万十市立中筋中学校 体育館

住所：四万十市有岡1008番地

※意見発表の応募者が多数の場合は、意見を聴く場の開催を複数日で行うことがあります。また、開催時間については、意見発表の応募者数により決定します。決定した開催日時については、平成24年11月7日（水）に記者発表を行います。

3. 受付

- ・各会場とも、開会の30分前から受付を開始します。
- ・受付場所 会議場前入り口付近の報道機関受付窓口
- ・事前の登録は不要です。
- ・受付にて必要事項を記入の上係員の指示に従って入場してください。
- ・会場には、報道機関用の席を設けています。報道機関用の席に着席して取材してください。

4. その他

- ・取材に際しては、別紙ー5の「取材についてのお願い」を遵守してください。

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 関係住民からの意見を聴く場について（一般の方へ）

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 報告書（素案）説明会

開催日時：平成24年11月5日（月）19時から

開催場所：四万十市立中筋中学校 体育館

住所：四万十市有岡1008番地

2. 意見を聴く場

開催日時：平成24年11月10日（土）19時から（予定）

開催場所：四万十市立中筋中学校 体育館

住所：四万十市有岡1008番地

※意見発表の応募者が多数の場合は、意見を聴く場の開催を複数日で行うことがあります。また、開催時間については、意見発表の応募者数により決定します。決定した開催日時については、平成24年11月7日（水）に記者発表を行います。

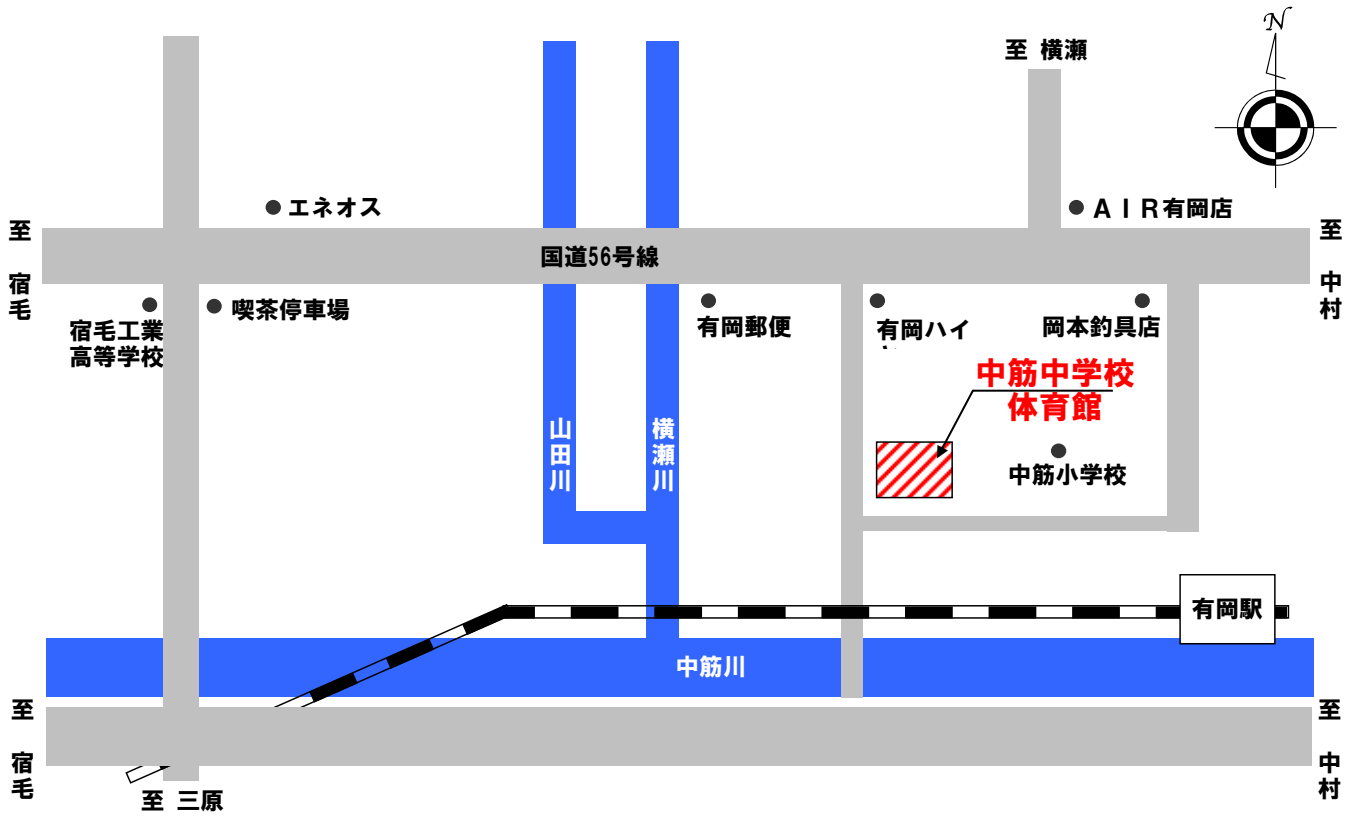
3. 受付

- ・各会場とも、開会の30分前から受付を開始します。
- ・受付場所 会議場前入り口付近の一般傍聴受付窓口
- ・事前の登録は不要です。
- ・受付にて必要事項を記入の上、係員の指示に従って入場してください。

4. その他

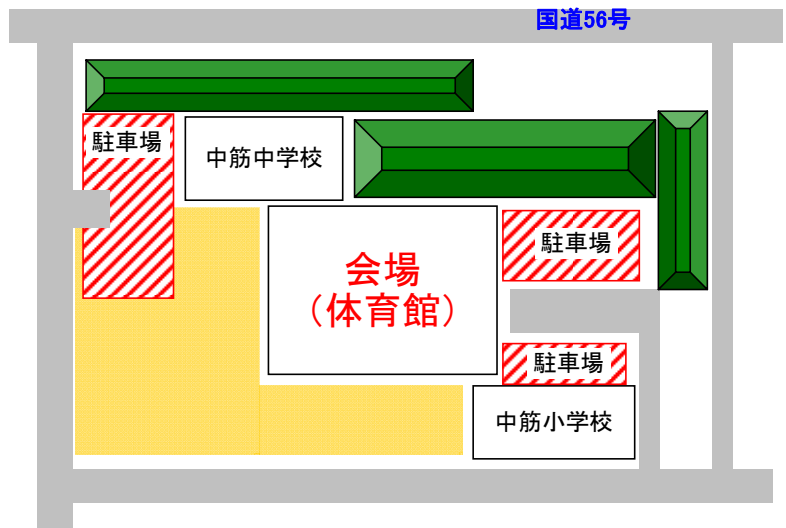
- ・説明会の参加及び傍聴に際しては、別紙－6の「傍聴要領」を遵守してください。

四万十市立中筋中学校の場所



■四万十市立中筋中学校 四万十市有岡1008番地

※お車で来場される方へ、
駐車場は、体育館東側
とグラウンド西側にあり
ます。グラウンド内への
駐車はご遠慮下さい。



「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場における発表にあたっての留意事項

- 1) 意見の発表は、お一人につき10分以内で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。
- 2) 意見の発表内容は、応募用紙に記載した意見の概要に沿った内容としてください。
- 3) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 4) 公述人は、意見を聴く場において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
- 5) 公述人は意見を聴く場での質問はできません。
- 6) 四国地方整備局は意見を聴く場では説明を行いません。
- 7) 公述人は代理人への公述依頼はできません。
- 8) 意見発表において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。
- 10) 意見を聴く場では、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 11) 意見を聴く場での発言の内容は、後日、四国地方整備局ホームページ等で公表させていただきます。その際、正確を期すため改めて発言の内容や趣旨をご確認させていただく場合があります。

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場応募用紙

(受付番号： _____)
受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

国土交通省四国地方整備局河川計画課
「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に
関する意見を聴く場への応募」事務局 宛

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたい
ので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

1. 本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。
2. 意見聴取の内容、住所（市町まで）、年齢（10代別）、性別については、後日公表させていただきます。

検討報告書（素案）に対するご意見の概要

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名) 高知県	┆	(市町まで)	
③電話番号		-	-	メールアドレス	
④年齢(10代, 20代等の10代別でかまいません)			代	⑤性別	
意見該当箇所		⑥ご意見の概要			
頁	行	※楷書横書きで、できるだけ各項目毎に400文字以内で記載して下さい。			
その他		※検討報告書（素案）全体に対する意見について記載下さい。			

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
意見提出用紙

(受付番号： _____)

受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

【留意事項等】

1. 本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。
2. 意見聴取の内容、住所（市町まで）、年齢（10代別）、性別については、後日公表させていただきます。

検討報告書（素案）に対するご意見（1 / 2）

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名) 高知県	(市町まで)		
③電話番号		-	-	メールアドレス	
④年齢(10代, 20代等の10代別でかまいません)			代	⑤性別	
意見該当箇所		⑥ご意見			
頁	行	※楷書横書きで、できるだけ各項目毎に400字以内で記載して下さい。			

検討報告書（素案）に対する意見（2 / 2）

意見該当箇所		⑥ご意見 ※楷書横書きで、できるだけ各項目毎に400文字以内で記載して下さい。
頁	行	
その他		※検討報告書（素案）全体に対する意見について記載下さい。

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場

取材についてのお願い

（取 材）

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。
 - ③ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
 - ④携帯電話は電源を切るかマナーモードにして使用しないで下さい。
 - ⑤報道機関用の席でPC等の使用は、議事や他の傍聴者等の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意してください。

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場

傍聴要領

（趣旨）

この要領は、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場（報告書（素案）説明会を含む。）（以下「意見を聴く場」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

（意見を聴く場の傍聴）

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要な事項を記入してください。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①会議における発言等への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ②発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③プラカード、はちまき、腕章などをしないこと。
 - ④ビラ、資料等の配布はしないこと。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - ⑦その他、会場の秩序を乱したり議事の妨げになるような行為は行わないこと。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退室を指示したときは、速やかに退室してください。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。